

入院時食事療養費について

●一般病棟の入院時の食費（1食につき）

所得区分			食費（1食につき）
現役並み所得・一般			550円※1
住民税 非課税等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	270円
		過去12か月の入院日数が90日超 （長期入院該当）	220円
	区分Ⅰ		130円

●療養病棟・回復期病棟の入院時の食費（1食につき）・居住費（1日につき）

所得区分		食費（1食につき）		居住費
		入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
現役並み所得・一般		550円※1	550円※1	430円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	270円	270円 （長期入院該当で220円）	
	区分Ⅰ	160円	130円	
	老齢福祉年金受給者	130円	130円	0円

※1 ①指定難病患者の方は1食330円。また、居住費は0円です。

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。（朝食7時45分、昼食11時45分、夕食18時）